

第12 被害シナリオ

1 被害シナリオ

防災アセスメント調査の項目に沿って、被害状況の概略を整理した。想定結果から定量データに基づく被害像に加え、過去の地震災害から得られた課題や教訓を踏まえて、定性的な被害の様相を記載した。

2 対応シナリオ

上項で作成した被害シナリオから想定される応急対策のニーズの変化を、表 2.12-1 の項目別に整理した。各応急対策業務については、過去の地震災害を踏まえ、「船橋市業務継続計画（BCP）【地震編】」から抽出を行い、時系列に沿った整理を行った。

表 2.12-1 対応シナリオの整理項目

項目	
災害対策本部	物資
受援・ボランティア	住宅対策
消防・救急救助活動、行方不明者・遺体	交通対策
医療・救護・保健・防疫	ライフライン・公共施設
避難	震災廃棄物等
要配慮者	教育

3 シナリオの作成結果

作成した被害シナリオを表 2.12-2 に、対応シナリオを表 2.12-3 に示した。

なお、震源や地震の規模、発生時期・時刻等が異なれば、被害状況も異なることに留意するとともに、実際の地震時には、応急対策ニーズに応じて臨機に対応していくことが必要となる。

表 2.12-2 被害シナリオ

●定量データに基づく被害像
○定性的な被害像

被害シナリオ(千葉市直下地震M7.3 冬18時 風速8m/s)		(⇒: 事態や行動の継続を指す。)		3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	(1ヶ月後～数年後)		
地震動	発災直後	●冬の平日18時頃、千葉市直下を震源とするマグニチュード7.3規模の地震が発生。 ●船橋市南部、東部を中心に震度6強の揺れを観測。その他の地域でも震度6弱の揺れが広がる。 ●三山・田喜野井地区、前原地区、宮本地区、海神地区、湊町地区を中心に揺れによる建物倒壊が市域に広く発生。 ●市全体で揺れにより全壊11,400棟、半壊20,520棟発生(全建物の約2割が揺れにより半壊以上の被害を受ける)。		○最大震度5弱～6弱の余震が発生。		○余震が頻発。		○余震が次第に減少。					
	建物被害	●湊町地区や本町地区を中心に液状化による被害が発生。 ●市全体で液状化により、全壊50棟、半壊240棟発生。 ●危険区域に指定されている地域を中心に若干の急傾斜地崩壊が発生。 ●揺れや液状化に比較すると被害は少なく、市全体で全壊2棟、半壊5棟発生。 ○夕食時の火気使用等による出火。 ●市全体で33件の火災が発生、初期消火等により約半数が消火。 ●全出火のうち、17件が炎上する。 ●炎上した火災17件のうち3件が消防機関の活動により消火、あるいは自然鎮火。 ●14件の火災が延焼に発展。		○余震や降雨等とともに急傾斜地崩壊が発生。⇒		○消防機関による消火を継続するが、消防力の不足、風の影響等によりさらに延焼。 ○電力の復旧により、通電火災が発生。 ●焼失棟数は5,860棟に達する。 ○鎮火。							
人的被害	人的被害	●広域で人的被害が発生(被害合計:死者790人、重傷者850人、軽傷者3,570人)する。市東部で250人、南部で170人、北部で130人、西部・中部で120人の死者が発生する。 ●死者のうち、建物倒壊に起因するものが約7割を占める。 ●建物倒壊によって死者550人、重傷者720人、軽傷者3,230人が発生する。 ●急傾斜地崩壊による死者はほぼなし。 ●屋内収容物の移動・転倒、屋内落下物、屋内ガラス被害によって死者40人、重傷者180人、軽傷者670人が発生する。 ●ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による死者はほぼないが、重傷者5人、軽傷者20人が発生する。 ●建物等の下敷きになり、市全体で3,400人の自力脱出困難者が発生。市南部では1,350人、市東部では930人おり、救助活動が必要となる。		○夜間時のため要救助者の救助活動が遅れる。 ○死者の検視、重傷者や要転院患者の搬送や病床が不足する。 ○負傷者が病院に集まるが、重傷者の対応に追いつかれない。 ●火災によって死者240人、重傷者120人、軽傷者320人が発生する。		○余震や大雨などの気象条件や、消防署や災害拠点病院の立地と道路の被災状況・渋滞状況などにより、救助が難航・長期化する。 ○救出活動の収束後、遺体捜索・埋火葬対応へ移行するが、遺体安置所が不足する。							
	ライフライン	電力	●ほぼ市全域で停電する(市域の約9割が停電、停電軒数280,580軒)。 ●揺れの強い市の南部、東部では9割を超える停電が発生。		○ライフライン断絶による生活支障が発生。 ○災害対策本部や病院等に於けるライフラインのバックアップ機能(電気、水、食料、燃料等)が限界を超え、様々な活動支障が発生。 ○ライフライン復旧要員及び資機材の不足。		●復旧作業により、市全体では停電率は約4割となる。 ●停電率10%まで回復。		●市の南部、東部を除き概ね復旧作業が完了。		●全域で停電は解消する。		
ライフライン	上水道	●市全域の半数以上で断水となる(給水人口の約65%が支障、機能支障人口388,600人)。 ●揺れの強い市南部や東部では、断水率が7割を超える。		○ライフライン断絶による生活支障が発生。 ○災害対策本部や病院等に於けるライフラインのバックアップ機能(電気、水、食料、燃料等)が限界を超え、様々な活動支障が発生。 ○ライフライン復旧要員及び資機材の不足。		●市域の63%で依然として断水。市南部や東部の断水も7割以上。 ○応急給水活動の実施。⇒		●基幹幹路の復旧が進む。 ●市域の57%で断水。		●市全体では4割程度の断水となるが、市南部、東部では依然として半数近くが断水。		●市全体で3割程度の断水まで回復(断水率27%)。	
	下水道	●下水道の被害により、処理人口の約3% (機能支障人口13,400人)で機能支障が発生する。 ○機能支障率は高くないが、上水道が使用できない地域はトイレ等の使用も不可能となる。		○ライフライン断絶による生活支障が発生。 ○災害対策本部や病院等に於けるライフラインのバックアップ機能(電気、水、食料、燃料等)が限界を超え、様々な活動支障が発生。 ○ライフライン復旧要員及び資機材の不足。		●復旧はやや進むが、依然市域の3%で機能支障。 ○管渠・処理場等の応急対策が進められる。 ●市域の2%で機能支障。		●市域の2%で機能支障。		●市域の1%で機能支障。		●市西部や南部を除き、下水道の応急復旧が概ね完了(機能支障率1%)。	
	通信	●ほぼ市全域で固定電話の通信機能支障発生(市域の約9割が支障、不通回線は86,900回線)。 ○携帯電話は、ほぼ全市で非常につながりにくい状態となる。 ○安否確認等のために使用することで、利用者の携帯電話の充電がなくなる。		○ライフライン断絶による生活支障が発生。 ○災害対策本部や病院等に於けるライフラインのバックアップ機能(電気、水、食料、燃料等)が限界を超え、様々な活動支障が発生。 ○ライフライン復旧要員及び資機材の不足。		●市域の支障率38%であり、約半数が回復する。 ●依然、市域の96%で供給停止。		○代替手段により、限定的に通信が確保される。 ●市域の9%で回線が不通。		●通信回線の復旧作業は概ね完了。			
	ガス	●強い揺れにより、都市ガスの供給エリア全域でガス供給停止が生じる(ガスの供給停止戸数217,800戸)。		○ライフライン断絶による生活支障が発生。 ○災害対策本部や病院等に於けるライフラインのバックアップ機能(電気、水、食料、燃料等)が限界を超え、様々な活動支障が発生。 ○ライフライン復旧要員及び資機材の不足。		●復旧は徐々に進むが、市域の89%で供給停止。		●市域の75%で供給停止。		●市域の50%で供給停止するまで復旧は進む。		●都市ガスの復旧作業が完了。	
交通	道路	●緊急輸送道路の橋梁は落橋などの大規模損傷はないものの、京葉道路や国道357号線、国道464号線、市道09-001号で橋脚のクラックなど中規模損傷が発生。 ●緊急輸送道路は、橋梁以外についても、液状化による道路陥没等によって被害を受け、市全体で4箇所の被害が発生。 ●市内広域で道路閉塞が発生し、市全体で3割の路線が道路閉塞率20%以上となり、車両での通行をせざるを得ない割合が高くなる。		○小規模被害の橋梁については、早期に点検・仮復旧を終えて通行が可能となる。 ○細街路の閉塞により応急活動に支障。 ○道路閉塞、緊急輸送道路の交通規制、車利用の帰宅困難者や避難者の増加により、大規模な交通渋滞が発生。		○中規模被害の橋梁についても順次、点検・仮復旧を終えて、緊急輸送道路は概ね復旧を完了。 ○一部の地域での日常生活、経済活動の再開により、交通渋滞が激化する。							
	鉄道	○点検により全線が運転見合わせ。 ○点検後、JR武蔵野線、東武東上線、北総鉄道、東京メトロは運行を再開。 ●鉄道被害により、市域を通過する路線では上記の路線を除き、運休。		○不通となったエリアは、応急復旧作業や被害状況の把握及び復旧作業開始。		●JR総武本線が復旧。 ●新成電鉄、東武東上線が復旧。 ○道路復旧後、バスによる代替輸送が開始。		●京成電鉄は復旧。		●JR京葉線も復旧して、市内の全線で運行が再開される。			
	港湾	●耐震強化岸壁を除き、市内の多くの港湾において、揺れ・液状化による岸壁等の被害が発生。船橋中央埠頭では10バス、日の出埠頭では0バス、船橋東埠頭では3バスが使用できる状態。 ○設計を超える地震動によって、構造物の大きな被害が増加する。		○道路被害や渋滞の拡大により、被災箇所へのアクセスが困難になる。		○耐震強化岸壁や被害の少ない港湾で、応援物資の搬送が行われる。						○大きな被害を受けた箇所を除き、概ね復旧する。	
生活への影響	避難者	○建物被災した世帯を中心に避難者が発生。 ○避難所の閉塞や避難時の混乱による二次被害発生。 ○天井等非構造部材や設備破損等で一部避難所が使用不能となる。 ○学校のグラウンドが自動車で満杯になる。 ○避難所開設時に混乱が発生。		○余震への恐怖や不安から避難所へ避難する住民が増える。 ○避難所におけるペットの問題が発生する。 ○避難者の携帯等のバッテリーが切れる。 ○避難者の数、車中泊等避難所外避難者数の把握が困難。		●避難所避難者数5万9千人、避難所外避難者3万7千人。 ○避難所に入れられない者が出て混乱が発生。 ○避難者数、車中泊等避難所外避難者数の把握が困難。 ●ライフライン断絶により避難者が増加(避難所避難者10万6千人、避難所外避難者7万人)。 ○生活環境の悪化が深刻化。 ○入浴施設が不足。 ○親戚等を頼り、市外避難、疎開が発生。 ○避難者の一部でエコノミー症候群等により健康悪化。 ○避難者による避難所の自主運営:当初は混乱。		●避難所避難者7万9千人、避難所外避難者11万3千人。 ○学校再開に向けた避難所の集約・統合。⇒ ○学校の再開:避難所との共存が課題。 ○仮設住宅必要戸数の把握が難航。 ○震災関連死の発生。⇒ ○心のケアを要する。⇒		●避難所避難者7万5千人、避難所外避難者11万3千人。 ○学校の再開:避難所との共存が課題。 ○仮設住宅への移動を開始。 ○公営住宅の建設用地が不足する。 ○仮設住宅にてコミュニティ形成が難航する。 ○中長期にわたってPTSDへのケアを要する。			
	要配慮者	○避難行動要支援者の安否確認や避難支援が必要となる。 ○避難所に避難する要配慮者の把握及び生活支援を要する。		○在宅の避難行動要支援者の安否確認等のための人員が不足。 ○要配慮者が避難所内で適切に生活するための場所及び支援を確保することが困難となる。		○透析患者等内部障害者への医療対応の難航。 ○避難所内で要配慮者へのケアが行き渡らず、要配慮者の負担が大きくなる。 ○福祉避難所が不足する。		○慢性疾患の悪化。		○避難所や仮設住宅等で要配慮者の震災関連死が課題となる。⇒		○高齢者等における入院(病院)・入所(福祉施設)の長期化。 ○生活再建が困難な高齢者等が避難所に残される。	
	帰宅困難者	○鉄道の停止により、主要駅で帰宅が困難となる通学・通勤者等が発生。 ○ターミナル駅周辺で避難場所、物資、トイレ等の不足。		○鉄道の運休決定による帰宅困難者が駅周辺の避難所やホテル等に移動。 ○徒歩帰宅者により道路が混乱。		○鉄道の復旧により、徐々に帰宅困難者が減少。 ○バスによる代替輸送を開始し、帰宅困難者の帰宅支援。							
	物資	○備蓄物資で対応するが、避難所によっては不足する避難所が発生する。 ○避難者に対するトイレの数が足りず、避難所のトイレに長蛇の列ができる。 ○高齢者、乳幼児、女性等に配慮した物資不足。 ○買占めが生じ、スーパー等で食料等の売切れ発生。		○車など避難所以外での避難者が多数おり、物資必要量の把握が困難。 ○道路被害、ガソリン不足等により物資供給が滞る。 ○備蓄食料の不足。		●帰宅困難者も含め、3日間合計で、37万食の食料、78万回分のトイレが不足する。 ●飲料水、毛布は備蓄により、対応し不足はない。 ○国・県からの物資が大量に届き、物資の仕分け、集積場所から避難所への配送が滞る。 ○避難所では保管スペースが不足する。		●4日後～1週間の合計で210万リットルの飲料水、1,570万リットルの生活用水、113万食の食料、89万回分のトイレが不足する。 ○避難者の食料のニーズが変化する。 ○マツチンがうまくいかず、古着や食料等の廃棄の必要性が生じる。					
土木構造物	海岸堤防	○強い揺れや液状化によって、一部の堤防や防波堤が大規模～小規模の被害を受ける。海老川河口周辺では沈下なしの堤防が多い。											
	造成地	○強い揺れや液状化によって、一部の宅地造成地が崩壊し、地盤変動を起し、建物被害が発生するほか、埋設管や電柱、電線等が被害を受ける。				○道路の途絶・陥没による通行に支障が発生する。							
その他被害	エレベーター	●揺れや停電により、市全体で約24% (460台)のエレベーターが停止する。		○閉じ込め者の救出が難航。		○高層ビル等では、ライフライン停止によって高層階での生活が困難となる。							
	文化財	●6軒の国宝や指定文化財(建造物)が震度6強の強い揺れによって倒壊や損壊などの被害の恐れがある。											
経済	●直接経済被害額:約2兆2340億円。												

表 2.12-3 対応シナリオ

対応シナリオ(千葉市直下地震M7.3 冬18時 風速8m/s)

	発災直後	3時間以内	12時間以内	1日以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1ヶ月以内	
災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部体制、職員の参集(従事職員の決定) ○災害対策本部の設置・運営 ○本部員会議の運営、決定事項の周知 ○職員の動員、活動体制の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の安否確認及び罹災状況の把握 ○庁舎の点検、庁舎電源の確保 ○被害状況の県への報告(初報) 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災情報の収集と現場取材 ○協定締結先への要請(燃料の確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ○各班の被害状況、活動状況等の取りまとめ ○被害状況の県への報告(経過報告) ○動員職員数の取りまとめ ○職員の派遣、受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法、被災者生活再建支援法の適用に関する情報収集 ○共用車両の把握と配車調整等 ○職員用食料における必要量の把握・確保 ○職員用備蓄食料・飲料水の分配 	<ul style="list-style-type: none"> ○激甚災害・局地激甚災害の指定への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害相談窓口の人員の選出 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害相談窓口の開設、電話相談窓口の設置、相談内容の取りまとめ ○災害復興推進体制の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○復興委員会(仮称)の設置 ○女性相談窓口の設置
	情報通信、情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ○通信手段の確保 ○防災MCA無線、県防災行政無線の活用 ○地震・津波情報の受領・伝達 ○市域に関するテレビ・ラジオ放送の聴取 ○ホームページ、ツイッターなどによる情報提供 ○報道機関に対する緊急放送の要請 			<ul style="list-style-type: none"> ○共同記者会見 				
受援・ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ○市社会福祉協議会への活動拠点の提供、情報の共有 ○協定締結団体への連絡・要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警備本部(警察)との連携 ○自衛隊への派遣要請、自衛隊の受入体制の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○自衛隊派遣部隊の受入れ(県への報告) ○国土交通省との情報交換 ○ボランティアニーズの把握 ○県等へのボランティアの要請 ○ボランティア募集の広報(依頼) 		<ul style="list-style-type: none"> ○専門ボランティアニーズの把握、専門ボランティアの要請・受け付け ○支援応急危険度判定士・民間応急危険度判定士の要請・受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ○義援金の受入れ ○義援金の保管 ○義援品の保管・避難所への輸送、受渡し ○海外支援の受入れ ○教育委員会職員の派遣・受入れ 		<ul style="list-style-type: none"> ○派遣部隊の徴収要請(自衛隊) ○派遣された職員への経費の支払い ○義援金の配分 	
消防・救急救助活動、行方不明者・遺体	<ul style="list-style-type: none"> ○消防活動の実施 ○救急・救助活動の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者の捜索の受け付け ○行方不明者の捜索 	<ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者名簿の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺体安置所の設置のための調整、協力 ○遺体安置所の開設・運営 ○遺体の納棺・火葬・埋葬 	<ul style="list-style-type: none"> ○身元不明者の遺体の搬送・火葬・埋葬 			
医療・救護保健・防疫	<ul style="list-style-type: none"> ○応急救護所の開設・運営 ○災害医療対策本部との連携(リエゾン要員の派遣) ○応急医療体制の確立、医療センター等との連絡調整 		<ul style="list-style-type: none"> ○保健活動本部の開設・運営、保健活動チームの編成(保健師) ○医療器具、医薬品等や要望の把握 ○医薬品の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所への巡回保健指導(保健師) ○介護等の人員の手配(応援要請) ○緊急入院の受入調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○心のケアの実施 ○防疫活動 ○日本赤十字社との調整 		<ul style="list-style-type: none"> ○居宅への巡回保健指導(保健師) 		
避難	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所への職員の派遣 ○避難誘導 ○所管施設利用者の安否確認 ○所管施設等の被害状況の確認 ○市役所本庁舎への避難者の対応 ○避難勧告・指示(緊急)の発令・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の開設・避難者の受入れ ○帰宅困難者の受入れ ○避難者の把握 		<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の運営状況の報告 ○避難状況の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所の集約・統合・閉鎖 ○各避難所の避難者の把握及び名簿の整理 ○避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持 ○放浪ペットや取り残されたペットへの対応 		<ul style="list-style-type: none"> ○災害救助法に基づく実費請求、支払い ○弔慰金、見舞金の支給 ○被災者生活再建支援制度による支援金の支給 ○災害援護資金の貸付 	
要配慮者	<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者(避難行動要支援者)の把握 ○保健センターによる情報収集、利用者の安否確認・避難誘導、被害状況の確認 ○所管施設の被害状況の確認 		<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者の照会 ○民間の福祉施設利用者等の安全確保及び施設被害の把握 ○民間の福祉施設への緊急入所受入可否及び受入可能人数の確認 ○帰宅困難児童等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設被害の取りまとめ ○避難所に避難した要配慮者の把握 ○福祉避難所等への移送の検討 ○福祉避難所の開設、要配慮者の受入れ ○民間の保育園等の被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉施設への緊急入所 				
物資			<ul style="list-style-type: none"> ○食料及び物資の需要の把握及び調達 	<ul style="list-style-type: none"> ○輸送拠点・集積場所の開設 ○物資の受入れ・仕分け、輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ○燃料確保状況の取りまとめ ○炊き出し用物資等の供給 ○青果物、水産物の需要の把握及び調達、物資の受入れ、仕分け 	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出しの実施 			
住宅対策	<ul style="list-style-type: none"> ○急傾斜地の被災箇所について応急措置の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○がけ崩れ(民地)発生の取りまとめ ○市営住宅の入居者の安否確認、被害状況調査、応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災建築物の応急危険度判定の活動体制の確立、実施の広報 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災した民間建築物の応急危険度判定の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○住家の被害状況調査チームの編成、住家の被害状況の調査 ○住家の被害状況調査結果の判定 ○住家の罹災証明 ○民間賃貸住宅・市営住宅等の空き室調査、被災者の受入れ ○被災住宅の応急修理 ○応急仮設住宅の入居者のニーズの把握・提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○住宅等災害復旧資金借受に伴う利子の補給 	
交通対策	<ul style="list-style-type: none"> ○鉄道、バス等の被害状況、復旧状況の確認 ○緊急輸送に伴う交通規制の依頼 ○交通情報の収集、交通規制の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン事業者への連絡員の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○水道施設の被害及び応急復旧状況の確認 ○応急給水に係る資機材の確保 ○給水所(拠点)の設定 ○応急給水活動の周知・広報、実施 ○ライフラインの被害・復旧に係る情報収集、被害の取りまとめ ○下水道施設の復旧のための資機材、車両、人員の確保 ○河川等の障害物の除去 ○所管施設の応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ○商業、工業、農業、漁業施設などの被害状況の調査 ○港湾の被害復旧に係る情報収集 ○給水所(拠点)の設定 ○下水道施設の応急復旧 ○下水道被害の取りまとめ ○市管理の河川の応急復旧 				
ライフライン・公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設の被害状況等の確認 ○建設局の初動体制の確立、徒歩圏内の被害状況の確認、WebGISへの入力情報の確認、被害状況の集約・報告 ○下水処理場・ポンプ場等の自家発電装置への切替え ○河川護岸等の被害に関する情報収集 ○水位テレメータ装置等の監視強化、水門等の閉鎖状況や水位に関する情報収集 		<ul style="list-style-type: none"> ○ライフライン事業者への連絡員の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフラインの被害・復旧に係る情報収集、被害の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフラインの被害・復旧に係る情報収集、被害の取りまとめ 				
震災廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> ○清掃工場、清掃センター、処理場の被害状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害により発生した大気、水質、土壌汚染(汚濁)等に関する情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ○震災廃棄物の収集・処理体制の確立 ○清掃施設被害の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの一時集積場所の選定 ○仮設トイレの調達 ○清美公社との連絡調整・し尿の汲取り ○障害物集積場所の確保 ○産業廃棄物処理施設等の被害調査 	<ul style="list-style-type: none"> ○震災廃棄物処理の支援要請 ○焼却・破砕処分及び最終処分場への搬出 				
教育	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の安否確保(情報収集、安否確認、避難誘導、二次被害の防止、保護者への引渡し、安否情報の取りまとめ) ○各学校の被害状況の取りまとめ 			<ul style="list-style-type: none"> ○県立学校、私立学校、幼稚園の被害状況の把握 ○文教施設被害の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○各保育園の被害状況の取りまとめ ○児童・生徒の心のケア 	<ul style="list-style-type: none"> ○応急保育の実施 ○学用品の調達及び供給 ○施設・職員等の確保 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校の被害状況の調査(詳細) ○学校の応急復旧 	